

## 臨時休業等規定

京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎

### 【気象警報発令時】

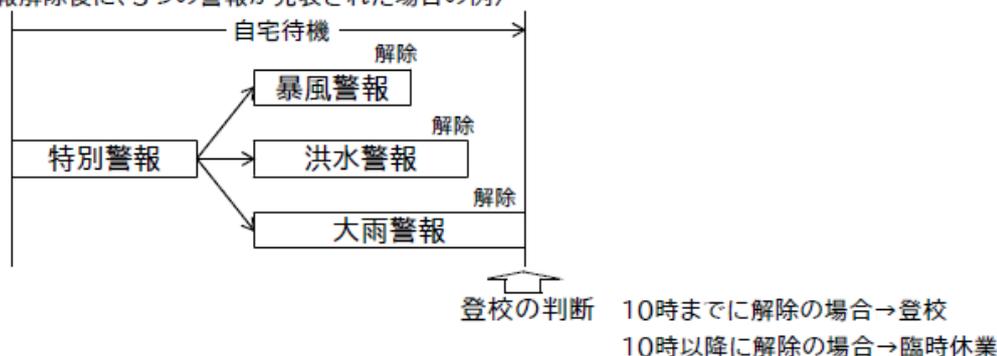
- 1 午前6時から始業時（8時40分）までの間に、宮津市・与謝野町・伊根町・京丹後市のいずれかで以下の警報が発表された場合、自宅待機とする。

洪水警報・暴風警報・暴風雪警報・津波（大津波）警報・特別警報

- 2 上記1の警報が10時までに解除された場合、13時からSHRを実施し、その後、午後の授業を行う。10時の時点で解除されていない場合は臨時休業とする。

ただし、特別警報の場合は、解除されても、その後に発表される警報がすべて解除されるまでは自宅待機とする。

〈特別警報解除後に、3つの警報が発表された場合の例〉



- 3 居住地域に避難指示が発令された場合、地域の避難誘導に従い登校しないこと。
- 4 上記1に記載の市町村以外の地域で同様の警報が発表された場合、当該地区の生徒は自宅待機とする。

### 【公共交通機関運休時】

気象警報の有無にかかわらず、午前6時から始業時（8時40分）までの間に「網野～宮津」間で京都丹後鉄道が全て運休している場合、生徒は自宅待機とする。

ただし、一定の時間だけ運休した場合は、原則として授業を実施する。生徒は安全に留意しながら登校すること。

10時までに運転が再開された場合、13時からSHRを実施し、その後午後の授業を行う。10時の時点で運転再開がされていない場合は臨時休業とする。

### 【熱中症特別警戒アラート発表時】

熱中症特別警戒アラートが発表された翌日は臨時休業とする。翌日が休業日等の場合は、部活動等の活動をおこなわない。ただし、公式戦への参加等については、別途連絡をする。

※いずれの場合も安全を最優先した行動をとること。

※施行期日：令和7年4月1日